

山村地域における医療課題に関する検討支援業務委託仕様書
(プロポーザル想定)

1. 委託業務名

山村地域における医療課題に関する検討支援業務委託

2. 事業目的

本市の山村地域（※1）では、民間診療所の後継者確保や採算性の問題等から、将来的に診療制限や閉院が生じる可能性が危惧されており、地域住民が身近な医療を受けられなくなるリスクが高まっている。また、身体的理由により通院が困難な患者については訪問診療が一定の役割を果たしているものの、訪問診療を担う医師のマンパワーには限界がある。その他の高齢者は家族等による送迎や公共交通機関に依存している。山間地域特有の長距離移動も相まって、通院手段の確保は今後さらに深刻化することが見込まれる。

こうした課題感はある一方で、地域ごとの医療提供体制や住民の医療アクセスの実態、さらには「どの地域でどのような対策が必要か」といった定量・定性的な情報が十分に整理されておらず、将来の山村地域の医療の在り方を具体化できていない状況にある。

そこで、本市の山村地域における医療提供体制の現状と課題を整理するとともに、先進技術の活用事例や他自治体の取組動向を関係機関と共有、将来方針を議論する検討会を開催することで、本市の山村地域の医療に関する課題の把握と今後の方向性の検討を進めることを目的とする。

（※1）旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区、下山地区

3. 事業期間

委託期間の開始日から令和9年3月26日（金）まで

4. 委託業務の内容

令和9年度以降の連携構築に向けて、山村地域の医療関係者等への調査・情報提供を行い、市及び関係機関が山村地域の医療提供体制の在り方を協議・検討するための支援を行う。

実施事項	実施時期								
	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 事業実施計画									
2 デスクトップ調査									
3 関係機関ヒアリング①									
4 第1回検討会開催支援									
5 関係機関ヒアリング②									
6 各地区医療体制カルテ作成									
7 第2回検討会開催支援									
<その他>									
市・足助病院との協議	定期打合せは月1回程度＋各業務の不定期打合せ								
3師会長等レク同席			★1					★2	

★1：第1回検討会前、★2：第2回検討会前
(その他、受託者発案の事例共有を図る場合はレク実施)

具体的な業務項目は以下のとおり。

- (1) 事業実施計画・スケジュールの作成
 - ・市及び足助病院と協議し、事業に関する実施計画・スケジュールを作成すること。
- (2) デスクトップ調査
 - ・内容はプロポーザルの提案を基にしながら、市及び足助病院と協議し決定する。
- (3) 地元医療機関等（以下「関係機関」）へのヒアリング <1回目：対面>
 - ・7月下旬までにヒアリング項目案を作成し、市及び足助病院の承認を得ること。

【実施先（予定）】

- ①足助病院（へき地医療拠点病院）、②へき地民間医療機関（計15か所※2）
- ③豊田加茂医師会、④豊田加茂歯科医師会、⑤豊田加茂薬剤師会、
- ⑥医療・介護・福祉に関する専門職（※3）⑦市（※4）
- （※2）医科6か所、歯科6か所、調剤3か所
- （※3）訪問看護ステーション、地域包括支援センター、配食・交通事業者など
- （※4）企画課、総合山村室、地域支所、保健所を想定

- (4) 第1回検討会の開催支援（10月下旬の開催想定）
 - ・関係機関を参加対象者とした、第1回検討会の開催を支援すること。
 - 例：検討会日程調整、デスクトップ調査及びヒアリング結果の報告、他自治体との比較分析、当日の関係機関への説明、特に課題のある地区の示唆等
 - ・『医療体制カルテ』で記載する項目について、関係機関と合意すること。
- (5) 各地区の医療体制カルテ作成に向けた深掘りヒアリング <2回目：方式は任意>
 - ・10月下旬までにヒアリング項目案を作成し、市及び足助病院の承認を得ること。
 - ・日程調整を行うこと。（市側の日程調整は地域包括ケア企画課が実施）
 - ・第2回検討会で議論するモデル地区（1地区）を、市及び足助病院に提案すること。
- (6) モデル地区の課題と解決策を含む『〇〇地区医療体制カルテ』作成（1月下旬）
- (7) 第2回検討会の開催支援（2～3月を予定）
 - ・関係機関を参加対象者とした、第2回検討会の開催を支援すること。
 - 例：検討会日程調整、ヒアリング結果報告、モデル地区の『医療体制カルテ』及び課題解決策の提案と意見交換
- (8) 全5地区の『医療体制カルテ』作成（3月）
 - ・第2回検討会内容を踏まえ、委託終了までに5地区分作成すること。
- (9) その他実施事項
 - ・市及び足助病院との定期打合せを月1回実施すること。
 - ・3師会長への事前レク（対面）や市が指定する会合や意見交換会（オンラインは応相談）に同席すること。
 - ・関係機関の理解向上や意識醸成に向け、山村地域の医療の動向や全国的な事例について、関係機関と共有を図ること。
 - （共有形態・内容は受託者の発案により、市の承諾を得ること）

5. 実績報告書および成果品の提出（全て任意様式）

- (1) 事業に関する実施計画・スケジュール <7月>
- (2) デスクトップ調査報告書 <9月>
- (3) ヒアリング結果報告書 <1回目：10月、2回目：1月>
- (4) 5地区の『〇〇地域医療カルテ』 <モデル地区：1月、その他地区：3月>
- (5) 委託中間報告書：豊田市医療対策懇話会（※5）用資料。<10月>
(※5）市と学識経験者、3師会、基幹病院長との懇話会。

6. 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- (1) 本業務の実施責任者を配置すること。
- (2) 受託者または受託者から再委託を受けた者（以下再委託事業者）が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、契約約款及び「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」を遵守すること。
- (3) 本委託で得られた本市の動向、取組内容を第三者に発信する場合は、対象とする情報の範囲や方法を市と協議し、了解を得ること。
- (4) 関係機関からの苦情については、その対応経過を速やかに市に報告すること。
- (5) 本業務を行うにあたり受託者及び再委託事業者が第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。
- (6) 本仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合はその都度市と協議して決定する。

7. 一括再委託の禁止

- (1) この業務における主たる部分は、次のとおりとし、受託者はこの主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
ア ヒアリングを始めとする関係機関との総合調整、事業全体統括
イ 調査や会議体、イベント企画の進捗管理、統括、市との連絡調整
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務再委託承認願により市の承認を得なければならない。
- (3) 市は、前項の届出について、その再委託が不相当と認めるときは、受託者に対しその再委託を承認しないものとする。

8. 業務実施上の留意点

- (1) 委託先決定後、受託者と市で事業内容を改めて協議し、契約を締結する。協議の結果、事業の目的を達成するために、委託者の指示により契約締結時の仕様書に内容の追加、変更を行うことがある。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、業務の全てまたは一部を仕様書記載の時期に実施することが困難となったときは、遅滞なくその旨を市に連絡し、指示に従うこと。
- (3) この業務で得られた成果物については、市に帰属するものであること。

9. 支払

委託料の支払いは委託業務完了後とする。